

論文

# 国人領主の在京活動

——備中國新見氏と御藏職——

吉永 隆記

## はじめに

本稿は、備中國新見氏を素材に国人領主の在京活動に注目するものである。新見氏は東寺領備中國新見庄との関わりから、これまで東寺代官として取り上げられてきたが、その在京活動についてはあまり注目されてこなかった。

近年、在京する国人領主の具体像については、室町期に主眼をおいた研究が成果を挙げている。山田徹氏は、將軍を中心におき、在京直臣、公家、權門寺社など、京都に所在した支配者集団に權益が集中・分配されることに注目し、彼らを主たる構成員として政治・経済・文化が展開される社会を「室町領主社会」と呼称した。<sup>(1)</sup> 山田氏は、室町期の国人層が在京する理由として、室町殿へのアクセスを重視したためであったと捉えている。富の分配を差配する室町殿との距離が、国人層の利益を規定したという理解である。また、西島太郎氏は、室町期から戦国期にかけて在京活動を行った近江国朽木氏を素材に、在京国人の具体像を検討した。<sup>(2)</sup> ここで明らかにされた朽木氏の在京活動も、幕府への接近と將軍直臣として權益確保を試みることを目的とした活動であった。

国人領主の在京活動（吉永）

## 国人領主の在京活動（吉永）

二二二三〇

こうした近年の成果にも明らかなように、従来から在京国人の分析は、専ら將軍直臣を中心に進められてきた。故に、国人領主の在京理由が將軍や幕府との距離に収斂されていくのも当然のことであろう。では、將軍直臣ではない、または將軍直臣にならなかつた国人領主の在京活動はどう理解すべきであろうか。彼らも、將軍や幕府への接近を試みて在京活動を行つていたのだろうか。

本稿で取り上げる新見氏の場合、京都をはじめ、中央権力と繋がろうとした理由が決して將軍・幕府との関係のみにあつたとは考えられず、その活動は、幕府の支配体制や室町領主社会の枠を超えて展開されたものであつたと考えられる。そこで新見氏を例として、室町・戦国期の国人層が在京する意義について、將軍・幕府といった武家との関係とは異なる側面から明らかにしていきたい。

備中國の新見氏は、鎌倉期から備中國新見庄を本拠としていた国人領主である。<sup>(3)</sup> その一方、室町期には細川氏の被官となり、在京するとともに、戦国期には東寺代官として活動していたことが知られている。<sup>(4)</sup> こうした経緯から、新見氏は戦国期に至つても親族を在京させ、東寺や幕府といった中央権門との円滑な政治交渉を行つてゐた。このような新見氏の在京活動については、膨大な新見庄研究の中でも辰田芳雄氏によるものを除いて、これまであまり注目されてこなかつた。<sup>(5)</sup> 辰田氏は新見氏の地域支配について、細川京兆家や東寺など、中央権門との関係維持を重視していた点に注目している。

とりわけ新見氏が年貢京進を続けて、新見庄代官職の保持に努めていたことが、地域支配に対して有効な手段であつたと論じてゐる。しかし、代官職の肩書は新見氏の一側面に過ぎない。したがつて、新見氏の活動が東寺代官の枠のみに收まるものではなかつた事実に注目し、在地支配の評価も総合的な視角で見ていくことが必要であろう。

そこで注目される史料が、「真継家文書」である。「真継家文書」は、網野善彦氏が鎌物師研究を通して、偽文書の発給による真継氏の鎌物師支配に注目したことから、偽文書として広く周知されるようになつた。<sup>(6)</sup> しかし、「真継家文書」に、同時代の真正史料が多く含まれていることも改めて見直されるべきであろう。「真継家文書」をのこした真継氏は、京都

の町衆出身とされ、近世には地下官人、具体的には藏人所小舎人として幕末まで続いている。この真継氏の活動で注目される点は、戦国期に獲得した「御蔵職」を大義名分に、全国の鑄物師を統率していたことである。網野氏は、真継氏が戦国期に御蔵職などを獲得できたのは、代々御蔵職を相伝してきた紀氏の末裔とされる新見氏からの奪取によるものであつたと指摘している。だが、実は新見氏は紀氏の末裔ではなく、備中國新見庄の新見氏につながる一族であつた。<sup>(7)</sup>

また、新見氏が在地拠点とした新見庄については、中世経済史での研究も盛んであり、割符研究はその最たるものである。これまで明らかにされてきたように、備中と京都間には、割符運用が可能なほど信用経済が発達していた。その背景には、一定の条件が存在していたと考えられ、とりわけ割符運用の前提となる流通路の意義は、今一度注視されるべきである。備中國新見氏は、このような新見庄をとりまく流通経済構造を利用した権益を創出した。<sup>(8)</sup>

以上の点から、本稿においては、御蔵職を獲得していた新見氏を、備中國新見氏の同族と位置づけ、その関係について検証していきたい。そのうえで新見庄と京都を結ぶ流通経済のありようと、近世へと続していく御蔵職の権益に着目し、戦国期における国人領主の在京活動の意義を明らかにしたい。

## 第一章 新見氏の在京活動と御蔵職

### 第一節 御蔵職を巡る新見氏と真継氏

新見氏が在京活動を通じて獲得していた権益に御蔵職がある。この御蔵職を巡って、戦国期には新見氏と真継氏が争つており、その過程は先行研究でもしばしば取り上げられてきた。<sup>(9)</sup> 先行研究では、主に「真継家文書」に残る真継久直と新見富弘の相論史料から、その過程が理解されている。<sup>(10)</sup> 以下ではその相論をふまえ、国人領主が京都でどのような活動を行

行っていたのかを追っていく。

大永七年（一五二七）、新見氏は、次のような事件に巻き込まれていた。

**【史料1】『言継卿記』大永七年五月二十九日条<sup>(11)</sup>**

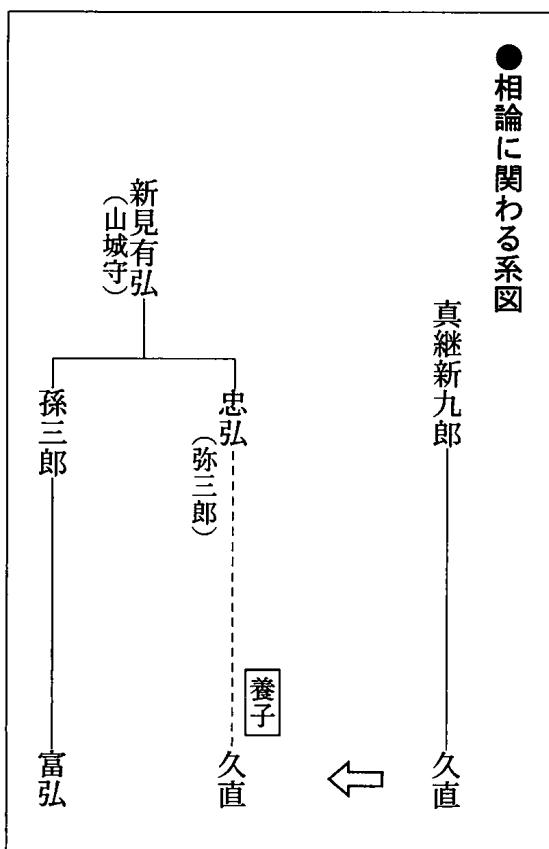
御くらか子新見孫三郎、此間悪事仕候、方々夜盜人數にて手負をい候て他所候、今曉帰候、今日四時分高屋弥介か衆來候てしやうかいさせ候、父山城守失候、定而可レ帰候歟、總在庁所も戸を結候、弟惡事仕候故也、ここに見える新見孫三郎は、後に真継氏と相論を展開する新見富弘の父にあたる人物である。史料の内容から、孫三郎が方々へ夜盜を働き、その際に負傷していたことがわかる。そして朝方に帰ってきたところ、高屋弥助らによつて殺害された。

後の相論において、真継氏が「父孫三郎令レ与力盜人山脇、被レ列首、其首懸路頭、先代未聞事也」と述べているように、<sup>(12)</sup>富弘の父・孫三郎は、山脇という盜人と夜盜を働いており、最終的には斬首の上に梶首となつた。これを受けて、孫三郎の父の新見有弘（山城守）は身を隠している。また、『実隆公記』の同日条でも、「抑新見子今日被レ誅、父逐電、其家財等闕所云々、惡盜事露顯之故也」と記されている。事件の結果、新見氏の「家財等」は「闕所」となつてしまつたが、後の経済的困窮の要因も、この事件にあつたのである。

先の新見孫三郎の事件から九年後の天文五年（一五三六）、次の譲状が新見有弘によって作成されている。

**【史料2】御藏新見有弘譲状<sup>(13)</sup>**

御倉鉄公役諸国金屋錢之事、永代弥三郎方江ゆツり渡申者



也、然上者、<sup>(他)</sup><sup>(一坊)</sup>たのさまだけあるへからす、仍状如レ件

御倉新見山城守

天文五年二月廿一日

有弘（花押）

弥三郎殿  
(新見忠弘)

新見有弘から息子の忠弘へ、「御倉鉄公役諸国金屋錢」の権益が譲られている。真継氏との相論においても、新見氏がこの譲状をもって「当職（御蔵職）」譲与の事実を主張しているので、これが後に「御蔵職」と呼ばれる得分の内実であることがわかる。そして「諸国金屋錢」とあることから、諸国の鋳物師から新見氏へ、錢が上納されていたことがうかがえる。

新見氏と真継氏が争った「御蔵職」とは、もともと戦国期に新見氏が創出した権益であった。<sup>(14)</sup> 御蔵職を獲得していた新見氏は、「蔵人所小舎人」としての身分を有しており、蔵人所に属する下級官人でもあったのである。そして真継氏は、御蔵職の奪取によってこの地位を継承し、近世には地下官人として続いた。新見氏が蔵人所小舎人となつた時期は詳らかでないが、かつての御蔵小舎人に得分を持たせ、新見氏が職として成立させたのが御蔵職であったと考えられる。

新見有弘が息子の忠弘へ譲与した権益は、間もなく真継氏に奪取されてしまうが、その背景には経済的事情があつた。次の【史料3】が示すように、忠弘には、父の代からの借財があつたのである。

【史料3】御蔵新見富弘二問状案(抜粹)

一、伯父弥三郎仁松木新九郎親子之契約仕、入魂之時、不レ残ニ心底申遣支証一段雖レ有レ之、其儀者富弘先祖相伝仕可レ為ニ証文之間、聊以松木新九郎不可レ為ニ証跡、其上伯父弥三郎歎樂仕、及ニ迷惑ニ之時、彼松木於ニ許容者、旧借以下可ニ相存ニ之間、為レ可ニ其煩遁、既下京無縁所仁捨置訖、其働無レ隱者也、然者弥三郎行歩依レ不レ叶、及ニ餓死ニ砌、從ニ山城守時代ニ結縁之僧罷出、松木仁雖ニ相届ニ放詞条、彼僧為ニ一身ニ令ニ執行ニ畢、

ここから新見弥三郎（忠弘）が、松木（真継）新九郎と親子の「契約」をし、証文を渡したことがわかる。忠弘が真継

氏と「契約」を結んだ背景には、経済的困窮があつたのである。<sup>(16)</sup> 忠弘は、真継氏によつて下京の「無縁所」に捨てられ、餓死したという。

この一件の後、真継氏が改姓していない点から、結ばれた「契約」は、経済的な弱さをついた契約であつたことがわかる。新見氏がこのような契約を結んだ背景には、先に見た新見孫三郎の事件による困窮があつた。すなわち真継氏は、新見氏の借財を弁済することを条件に「契約」し、半ば強引に御蔵職を奪取したのである。その結果、真継久直は、新見氏から奪つた御蔵職の安堵を朝廷に求め、天文十二年（一五四三）に後奈良天皇の綸旨が発給されて御蔵職が安堵されるに至つた。<sup>(17)</sup>

以上のように、真継氏により強引な「契約」を結ばされ、新見氏は御蔵職を奪取された。新見氏が御蔵職を獲得したのは、細川被官として在京活動を行う中で、朝廷と結びついたためと考えられる。しかしながら、その保持は経済事情で手放さざるをえないほど不安定であり、隙があれば真継氏のような町人から狙われるものであつた。しかし逆にいえば、地方国人でもそれら権益を獲得しうる機会が、当時の京都に多分にあつたことを物語つてゐる。守護在京が後退した後も地方国人らが在京活動を続ける理由は、京都に新たな権益獲得の可能性を求めていたからである。

## 第二節 地方国人的在京活動と拠点

先に挙げた【史料1】において、新見孫三郎が殺害された後、父である新見有弘（山城守）は隠遁していた。そして同時に、「総在庁所」が戸を打ちつけられている理由は、弟（孫三郎）が悪事を働いたためであつたと山科言継は記述している。すなわち、悪事を行つた孫三郎の兄・忠弘は「総在庁」と呼ばれしており、孫三郎や父とは別居であつた。後に御蔵職を相伝する立場にある嫡子・忠弘は、「総在庁」と呼ばれ、他の親族と区別させていたのである。<sup>(18)</sup> 加えて、この事件には続きがある。事件から一日後、山科言継は次のように記している。

## 【史料4】『吉継卿記』大永七年六月一日条

新見所に候くまたか、斎藤将監、高屋弥助相論、以外之物忿也、此辺家次打破了、

新見孫三郎を殺害したのは「高屋弥介か衆」であったが、それを受けて「新見所に候くまたか」が、彼らのところへ報復に来ている。近隣の家々が「打破」られるという被害を出す騒動になつていてることがうかがえる。おそらく「新見所」からは「くまたか」以下、多数の人員がやつて来ているはずであり、孫三郎らの居所であった「新見所」には、常時人員が置かれていたと考えるのが自然である。このほか、後述する新見政直らの居所も別に在つたと思われ、新見氏の在京一族は、京都に複数の居所を持つていたといえよう。

また、それは新見氏に限つたことではなかつた。例えば、ここに登場している高屋氏もまた他国を出自とする者であり、新見氏と同様に在京活動を行つていて<sup>(19)</sup>いる。すなわち天文九年（一五四〇）には、中澤光俊が知行しようとしていた「洛中烏丸与錦小路間西頬屋地四半町」の闕所地を、高屋弥助や高屋二位らが差し押さえている。その理由は、「号買得」、以<sup>(20)</sup>右京兆下知押置彼在所<sup>(21)</sup>いたというものであつた。高屋弥助も、細川氏のもとで闕所地を勝手に差し押さえるなどの活動を行つていたのである。そして同時に、彼らは公家との関係を深めつつ、京都と地方を行き来していた。<sup>(22)</sup>

加えて、新見氏と真継氏の相論においても、高屋重弘（出納右京進）<sup>(23)</sup>という人物が登場している。彼は真継久直が証人として挙げた人物であり、藏人所の出納として活動していた。後の永禄十年（一五六七）には、藏人所へ宿紙調達についての請文を提出している。したがつて高屋氏も、御藏職新見氏と同じく、出納として藏人所に属していたのである。高屋氏が真継氏の証人となつている点からも、藏人所内において、新たに参入してきた勢力同士の利害関係が複雑にあつたことがうかがえる。新見孫三郎が高屋弥助に殺害された理由も、単なる検断ではなく、従前からの利害関係が背景にあつたと考えられる。

このように見てくると、地方国人が朝廷組織への介入を試みた際、藏人所がその窓口たりえた様子がうかがえる。西村

## 国人領主の在京活動（吉永）

八(三五二)

慎太郎氏は、近世初期に「藏人方」という新興の地下官人勢力が台頭していくことに注目しているが、なぜ藏人方が新興勢力たりえたのだろうか。戦国期頃の藏人所の実態は不明なことが多いが、新見氏や高屋氏が御藏や出納といった、後の藏人方地下官人に繋がるポストにいたことは興味深い。彼らが権益獲得の一手段として、藏人所に入り込んでいた事実は、後の藏人方の勢力拡大と無関係といえないだろう。地方国人はじめ、経済力などを背景にした新興勢力が、地下官人に入り込んでいたからこそ、近世初期の地下官人組織再編が起こったと考えられるのである。

## 第三節 備中國新見氏と在京一族

新見氏は、在京活動を通して藏人所に入り込み、御藏職という権益を獲得することに成功した。一方、新見氏が在京活動中に獲得した権益で著名なものは、やはり東寺から補任された新見庄領家方の代官職であろう。新見氏が御藏職や代官職といった権益を獲得することができたのは、彼らが在京活動を行っていたことに大きな所以がある。ここでは、新見氏が在京活動を行うこととなつた経緯と、その意味を確認することにしたい。

文正元年（一四六六）に新見賢直が幕府へ提出した言上案には、新見氏の経歴が紹介され、新見庄地頭職を相伝してきたことの正当性が主張されている。<sup>(24)</sup>これによれば、承久の乱（一二二二）の勲功の賞として、翌年の貞応元年（一二二二）<sup>(25)</sup>に新見資満が地頭職に任じられたという。以後、新見氏は莊内への「濫責」を繰り返し、<sup>(26)</sup>莊内田畠に堀を構築するなど、在地社会に対する領主的性格を強めていった。南北朝内乱に際しては、一貫して北朝方に属し、建武三年（一三三六）には地頭職が安堵されている。<sup>(27)</sup>南北朝期までの新見氏は、専ら在地の地頭として新見庄に影響力を伸ばしていたが、室町期に備中守護細川氏の被官となり、在京するようになつた。<sup>(28)</sup>新見氏は、細川被官として在京しながら、京都において権益を模索するようになる。東寺領新見庄の代官職も、そのひとつであった。

新見清直の「舍弟」であった飯尾善左衛門（細川氏内衆）は、清直を新見庄領家方代官に起用するよう、東寺に対しても

口入りし、清直は代官となつた。<sup>(30)</sup> そして応永二年（一三九五）には、新見清直によつて在地から年貢の京進が行われている。<sup>(31)</sup> 間もなく年貢未進を理由に新見清直は代官を罷免されたものの、在地で強い影響力を持ち続けていた新見氏は、明応十年（一五〇一）に再び東寺の代官に補任されることとなつた。<sup>(32)</sup> 新見氏は、在地での勢力を保ちながら、京都において権益獲得活動を行い、在地と京都間で一族の連携を保ちながら、自身に有利な政治交渉を頻繁に行つた。

例えば、永正四年（一五〇七）に備中守護から新見庄に對して兵糧米を徴収する通知が出された際に、在地の新見国経は、徴収を免れるために在京する伯父の新見政直と綿密なやり取りを行つてゐる。国経は、在京する政直に「上意之儀、又者御屋形様儀被<sub>ニ</sub>相調<sub>ニ</sub>、御上使など御下向候て、守護殿へ可レ有<sub>ニ</sub>御申<sub>ニ</sub>候哉」と伝えており、幕府や細川政元に取り次いで上使などを下してもらい、守護を牽制しようとしている。そして「京儀」を政直が調整して、幕府から「御奉書」を下してもらえるよう要請しているのである。政直はこれを受けて、東寺と連携して幕府と交渉を行い、幕府から奉書を獲得するに至つてゐる。<sup>(33)</sup><sup>(34)</sup>

この事例からもわかるように、新見氏にとつて東寺は、京都における重要な交渉相手であつた。両者の関係を担保していいたのは、新見氏から東寺への年貢京進である。先行研究においても、新見氏による年貢京進が、その滅亡段階まで続いていた事実に注目され、新見氏は莊園經營を維持する東寺代官として専ら評価されてきた。<sup>(35)</sup>

他方、新見氏は東寺などの中央権門を意識した活動を展開しながら、在地社会に対しても、その領主権力の拡大を図つていた点も忘れてはならない。具体的には、新見庄内で百姓らから田畠を買得し、土地集積によつて経済権益を獲得していいた。<sup>(36)</sup> そして、その経済力をもとに莊内の生産力・軍事力を管理・維持していた。新見氏は、百姓に対する下地の没収・授与を通じて、在地の土地・人の直接掌握を進めていたのである。だが、新見氏が一円的な新見庄の掌握を経てもなお、中央権門への年貢京進が続けられている事実は、その在地支配論理と在地外権益の獲得が密接に結びついていたことを示している。<sup>(37)</sup>

## 國人領主の在京活動（吉永）

一〇（三四）

新見氏は、鎌倉期以来の地頭であり、着実に新見庄への在地支配を進展させてきた。そして細川被官となつて在京活動を行うようになると、一族間の連携を保ちながら、在地と京都双方における権益拡大を展開した。御蔵職や東寺の代官職は、そうした活動を通じて獲得されたものだったのである。次節においては、備中國新見氏と、御蔵職を獲得した在京一族の関係に注目してみたい。

## 第四節 備中國新見氏と御蔵職新見氏の関係

先に述べたように、御蔵職を保持していた新見氏については、これまで紀氏の末裔として理解してきた。それは「真継家文書」などからの情報が、限定的であったからである。しかしながら、「東寺百合文書」によって改めて検証してみると、御蔵職を獲得した新見氏と備中國新見氏との関わりが見えてくる。

前節で述べたように、備中國新見氏は、親族を在京させて東寺や幕府と巧みな政治交渉を行っていた。とりわけ在国の新見国経と、在京の新見政直の連絡は関連史料も多く、一族間で密接な連携が取られていることがわかる。また、新見政直は備中國でも活動しており、備中と京都を往来していたこともうかがえる。<sup>(38)</sup>

同様に、御蔵職を保持していた新見氏と備中國新見氏の関わりを示す史料も存在する。まずは次の史料を見てみよう。

【史料5】新見国経書状<sup>(39)</sup>

尚々、若狭殿<sup>祐春</sup>・加賀殿<sup>清増</sup>御言伝申度候、孫三郎・兵庫助御意之分申聞候、畏入候由申候、又西山事、御懇被<sup>レ</sup>仰、畏入候、宗見<sup>新見</sup>八年より候、以後□□、此仁<sup>二</sup>にて御寺家へ之事たのミ候つる御事<sup>二</sup>て候処、はたと力をおとし候、御す<sup>レ</sup>いりやうあるへく候、かしく、

如<sup>レ</sup>仰、当春之御慶日出存候、依<sup>レ</sup>不<sup>二</sup>通路輒<sup>一</sup>、無音申候処、庶而預<sup>二</sup>御状<sup>一</sup>候、祝着之至候、仍去年十月以来、京都物<sup>二</sup>付而、□通路之間、御公物延引申候、於<sup>二</sup>心中<sup>一</sup>、非<sup>二</sup>如<sup>一</sup>在<sup>二</sup>候、播州まで少々上置候、京都一途<sup>二</sup>而路次明候者、

定可レ有「京着」候、慈雲(新見宗見)へ此由申上候、

(中略)

恐々謹言、

三月廿七日

国経(花押)

東寺

公文殿

御返報

これは備中の新見国経から東寺に宛てた書状で、大永七年（一五二七）のものと比定されている。<sup>(40)</sup> 時期としては、第一節で取り上げた新見孫三郎殺害事件から二ヶ月ほど前に書かれたものになる。内容から、京都への通路が「物急」であることを理由に、年貢の京進が円滑に行われていない様子がうかがえる。ただし国経は年貢京進を怠っていたわけではなく、一部を播磨まで運ばせており、京都への通路が安全になれば、そこから年貢の京進を再開させるつもりだったようで、その旨を新見宗見を通じて東寺に伝えている。

新見宗見（慈雲庵）は、在京する新見氏一族であり、新見庄から東寺への年貢寺納に深く関わった人物である。<sup>(41)</sup> 彼は京都と新見庄を往来する商人の動向を把握し、自身も頻繁に行き来していた。そして東寺とのパイプ役として、新見庄からの年貢を納める責任者であり、時には未進年貢の立て替えや、京都での割符現錢化、東寺への融資なども行っていた。<sup>(42)</sup> 宗見は、新見庄と京都間の流通事情に精通し、東寺からも頼みにされる在京一族として、新見氏と東寺を繋いでいたのである。そこで注目すべきは、追而書の箇所である。新見国経は二人の東寺僧に対する言伝を東寺公文に頼んでおり、その中身は「孫三郎」と「兵庫助」に東寺の意向を伝えたところ、一人は感謝の意を述べたというものであった。このうち「孫三郎」は、【史料1】の事件の際に殺害された新見孫三郎であったと見てよい。また、もう一方の「兵庫助」についても、

## 國人領主の在京活動（吉永）

一一一(三)

「竹田家文書」などに見られる新見兵庫助であると考えられる。新見兵庫助は、在地での土地買得活動などが確認され、国経の跡を継ぐ貞経に比定されている人物である。<sup>(43)</sup>

ここで新見国経が東寺僧に伝えたかったことは、「孫三郎」と「兵庫助」が東寺の意向を承知したことである。その内容は、関連して触れられている「宗見」に関わってのことと思われる。新見宗見は、年貢の寺納のみならず、在京しながら新見氏と東寺を繋ぐ要の立場にあった。しかしながら、後に続く傍線が示すように、宗見は加齢のためにその役を果たせなくなつた。これまで、「御寺家へ之事」は、宗見を通していたが、それが叶わなくなるにあたつて、「孫三郎」と「兵庫助」の名が挙がつたのである。東寺とのパイプ役に、在京一族であつた孫三郎の起用が試みられたのだが、これは単に在京していたからというわけではなく、御藏職を保持していたことに大きな意味がある。宗見が担つていた年貢納入の肩代わりなど、経済力を担保に京都で東寺と直接交渉する重要な役目を引き継げるのは、御藏職という権益を持ち、藏人所の地下官人であつた孫三郎らの一族が適任であつた。しかし、孫三郎は二ヶ月後に殺害され、この起用は頓挫することとなる。

加えて、新見国経の書状をもう一点紹介しておきたい。

【史料6】新見国経書状<sup>(44)</sup>

(端裏切封)

去年八月晦日之御状、同十七日ニ到来、拝見申候、仍御請取下給候、目出存候、路次物急候へ共、かさはや中間五郎、  
二郎と申(商)あき人、只今罷上候間、御公用ニ漆指中桶六ツ弐十貫文之分ニ上申候、三ツ者去年分、三ツ者当年分ニ御請  
取を給候者、目出可畏入候、宗見之儀、無是非候、彼跡つき之事、委細心得申候、  
一、当年者、納帯早々可上申候處、いまた無沙汰申候、去年分も路次物急ニ而、いまた不<sup>ニ</sup>上申<sup>ニ</sup>候、曲事迷惑仕候、  
此者舟便宜急候間、重而以好便進之、不可有無沙汰候、

一、京都大乱候処、御寺中何事無<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、日出珍重候、

一、孫三郎子共かたへ、御意之趣申聞候、畏入候之由申候、重而以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>之由申候、

一、年預様へも御報申上候、可<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>御意得<sub>一</sub>候、

一、國之事今まで者無事候、雖然、大略可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>物急<sub>一</sub>候、重而可<sub>レ</sub>申候、

一、尼子方為<sub>二</sub>合力<sub>一</sub>、作州表へ于<sub>レ</sub>今番衆立置候、大儀不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申候、

一、尼子方者、備後山内へ出陣候、于<sub>レ</sub>今在陣候へく候、年内開陳<sub>二</sub>陣<sub>一</sub>あるへく候哉、威勢無<sub>二</sub>申計<sub>一</sub>候、恐々謹言、

十一月十日

国経（花押）

東寺

公文殿

御返報

【史料6】も同じく東寺公文へ宛てられたもので、天文二年（一五三三）のものと比定されている。<sup>(45)</sup>ここでも「路次物急」とあるように、京都への通路が危険なことが伝えられている。そのような情勢でも国経は、商人が上京する機会を利<sup>用</sup>し、年貢京進を行った。また、新見宗見については、「無是非候」と、彼の死を伝え、その跡継ぎのことにも触れられている。これに続く箇所では、年貢京進の具体的な見通しや、尼子氏の侵攻に従軍している様子なども読み取れる。

この中で注目しておきたいのが、二つ目の傍線を引いた箇所である。ここでは、新見国経が「孫三郎子共」について言及していることがうかがえる。「孫三郎子共」とは、先の相論で訴えを起こしている新見富弘のことである。<sup>(46)</sup>すなわち国経は富弘へ、東寺からの伝言を「申聞」させ、富弘は「重而以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>、可<sub>二</sub>申入<sub>一</sub>之由」を申ししたという。具体的な経緯は不明だが、富弘と東寺の仲介者として国経が関わっているのである。この点からも、備中國の国経が、富弘らに対しても導性を有していたことがうかがえる。

国人領主の在京活動（吉永）

## 国人領主の在京活動（吉永）

一四(三五)

このように備中国新見氏の在京一族は、京都で東寺や幕府と交渉を行っていた新見政直や宗見の他に、御蔵職を獲得した者もあり、それら在京一族は備中国の新見氏と密接な関わりを持っていた<sup>(47)</sup>。政直や宗見らと同様に、御蔵職を獲得した一族が、備中国新見氏の出先機関としての役割も担っていたことは想像に難くない。

御蔵職を獲得した在京一族は、備中の新見氏と密接に繋がっており、「申聞」かせを行っている点などからも、新見国経の指示を受けていたと考えられる。新見国経は、藏人所に下級官人として入り込んだ一族を管轄し、対京都攻略の一部としていた。そして新見孫三郎らは、京都に在って御蔵職という新しい権益を保持していた。新見宗見の老衰を受け、東寺との直接交渉役に御蔵職を獲得していた一族の孫三郎の名が挙がったのは、京都で宗見が担っていた役割を引き継ぎえたからである。次章で述べるように、御蔵職の権益は、東寺への年貢輸送路となっていた備中——京都間の流通路と密接な関係にあった。このことが、宗見の後任に孫三郎が期待された理由でもあったのである。

国人領主にとって在京一族は、多様な中央権門との関係を円滑にし、その関係から生まれる権益を獲得しうる有益な存在であった。そしてそれら一族との関係を梃子に、在地外の権益を確保することも、権益獲得を模索する国人領主の重要な活動であったのである。では、在京一族が獲得した御蔵職は、在地の新見氏にとってどのような意味があったのだろうか。次章においては、御蔵職という権益を担保する鉄の権益と新見氏の関わりを追っていく。

## 第二章 新見氏による御蔵職獲得の意味

## 第一節 新見氏と流通・鉄

新見氏は、戦国期に積極的な在地支配に乗り出していく一方、前章で見てきたように在京親族を通じた京都との関係も

維持し続けていた。新見氏が一族の在京活動を通じて獲得した御蔵職や代官職は、積極的な権益獲得活動の結果だったのである。とりわけ、新見氏が東寺によって補任された代官職は、在地社会における領主権力化において重要な正当性を持つていたと理解されている。<sup>(48)</sup> 新見氏と東寺の関係を保証していたのは、在地からの年貢京進であるが、それに欠かせないのが、備中と京都を結ぶ流通路と、そこを往来する商人の存在であった。

中世後期の備中國新見庄と中央の間には、商人らを介在した流通ネットワークが築かれていたことが知られる。<sup>(49)</sup> 近年活発に取り上げられている割符の運用も、こうした流通ネットワークの存在が前提となっていた。割符や商人が頻繁に行き来する流通路の存在は、信用経済が発展していった結果だと評価されている。<sup>(50)</sup> ここでは、まず備中と京都間の流通路が特異であった事実を、『山科家礼記』を通して確認してみたい。

『山科家礼記』は山科家の雑掌大沢氏の記録であるが、本記録には山科家領などの経営について多くの情報が含まれている。美濃国革手郷や信濃国住吉郷、近江国菅浦保など、地方莊園からの年貢納入状況もうかがうことができ、その中で割符が使われることもあった。大沢氏は、京都近郊において為替による決済を多用していた。<sup>(51)</sup> 反面、地方莊園からの年貢輸送に為替決済を行うことは稀であった。

実際、山科家領などからの年貢輸送に割符が使われたのは計八回で、そのうち播磨国揖保庄が三回、備中國皆部郷が二回、同国水田郷が一回、単に「備中」とのみわかるものが一回である。<sup>(52)</sup> すなわち、年貢納入の事実がある地方莊園の中で、割符が運用されたものは備中國と播磨国に限定されているのである。大沢氏による割符運用の事例からも、京都——播磨——備中を結ぶ流通路が特異であったことがわかる。新見庄において割符が多用されたのは、信用経済の発達した流通路の存在と、これを利用した商人と商品の往来があったからに他ならない。

そして新見氏もこれを利用していた。例えば、「津<sup>(津津)</sup>之商人孫右衛門罷上候間、先一筆令レ申候」や「先日商人孫衛門罷上候間、以<sup>ニ</sup>書状<sup>ニ</sup>申入候」とあるように、新見国経は在京親族へ宛てた書状を商人の移動を利用して届けさせていた。同

## 国人領主の在京活動（吉永）

一六(三〇)

様に年貢輸送に際しても、新見国経の書状に「風早中間五郎次郎罷上候間、以<sub>二</sub>書状<sub>一</sub>、申入候、其時、御公用以<sub>二</sub>帯・漆<sub>一</sub>、三十貫文之分進納申候」や「臣下<sub>一</sub>郎三郎と申者<sub>二</sub>、荷物者渡候」とある。<sup>(54)</sup>

また、先に触れた新見宗見は、東寺に、「可<sub>レ</sub>然仁<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>寺家<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>合國人<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>下候者、無<sub>ニ</sub>相違<sub>ニ</sub>御公用可<sub>ニ</sub>渡申由<sub>一</sub>」を国経が注進してきたと伝えた。<sup>(55)</sup> すなわち、然るべき人物を、東寺から国人に相談した上で下向させてもらえば、年貢をその人物に渡したいという提案であった。そして宗見は、「山崎之常盤納所五郎三郎と申者<sub>新見國経</sub>異名<sub>しんか</sub>」が備中へ下向している最中なので、「寺家之御公用上候様<sub>ニ</sub>、藏人方<sub>新見國経</sub>へ御状被<sub>レ</sub>遣、彼五郎三郎<sub>ニ</sub>渡候へと、被<sub>ニ</sub>仰下<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>然之由<sub>一</sub>」を申した。つまり、備中へ下向している山崎商人の五郎三郎に、年貢を運ばせるよう提案しているのである。このように、新見氏は書状や年貢の輸送に際して、摂津や山崎といった畿内商人を利用しており、時には彼らを統率して年貢京進を行つていたのである。

では、畿内商人たちは、何のために新見庄へ下向していたのであろうか。彼らが割符の運用にも携わっていたことは既に指摘されているが、それは割符利用者によつて依頼されていた仕事にすぎない。彼らの本来の目的は、商いであつたはずである。そこで次の史料に注目してみたい。

【史料7】金子衡氏書状<sup>(56)</sup>（抜粹）

一、ちかいさいふ事、度々仰下され候、あき人のさいふをとり候へハ、内々、國へ中嶋のあき人のさいふにて候、其  
しち物<sub>二</sub>、くろかねをと<sub>一</sub>めおき候、けにく<sub>一</sub>、うけ候ハすハ、うり候て、進上申へく候、

書状発給者の金子衡氏は、新見庄田所として莊園經營に携わった莊官であり、右の書状の中で違割符が起こったことを伝えていた。<sup>(57)</sup> これを受け、商人は「くろかね」を質に取られてしまつた。<sup>(58)</sup> 割符がうまく決済されない時、莊官は「くろかね」を売つて損失を取り戻そうとしており、「くろかね」にそれなりの商品価値があつたことがわかる。

また、右の史料において割符を発行している「中嶋のあき人」の所在に關係するものとして、次の史料が注目される。

【史料8】 新見貞経所領譲状<sup>59)</sup>

譲与 代々支証等相副 所領等事

備中國新見庄地頭職・同領家職并曾介分・岡分・八田分、同國万寿庄下司并権田所職、同國小坂部郷闕所分・同永富、同國石蟹郷<sup>(60)</sup>、同國神代郷地頭・国衙、讃岐国井原庄御年貢錢參拾貫文事、摂津国中嶋・柴嶋北方内貞行・延吉・宗源次三人跡等事

右、所<sub>レ</sub>譲<sub>レ</sub>与藤原大夫丸<sub>一</sub>也、仍為<sub>二</sub>後証亀鏡<sub>一</sub>之狀如<sub>レ</sub>件、

永<sub>禄</sub><sup>(61)</sup>元年六月廿三日

貞経（花押）

これは新見国経の跡を継いだ新見貞経の残した譲状である。貞経が書きあげた所領を譲られたのは、貞経の子息とされる新見太夫丸である。譲状からは、永禄元年（一五五八）段階における新見氏の所領が確認でき、新見庄周辺の所領の他、備中國外の所領も確認できる。ここで挙げられている「摂津国中嶋」から、「中嶋のあき人」の割符は、新見庄へもたらされていたと考えられる。

ここで備中へ下向する摂津商人らが、「くろかね」を商品として扱っていたことの意味は大きい。「路次」の通行が困難であつたにも関わらず、頻繁に新見庄へやってくる彼らの目的は、商品として扱っていた鉄の輸送だつたと考えられるからである。新見庄「市場在家」の商人が、在地商人ではなく他所から來ていた商人であるという指摘<sup>(62)</sup>も、彼らの往来を裏付けるものであろう。

このように、新見氏が拠点とした新見庄は、畿内商人のやつて来る鉄の産地であった。文永十年（一二七三）の「新見庄西方作田目録案」には、作田からの免除分として「吉野鉄分」十一町三反三十步三十一歩が存在したうえ、この時は五百九十二両二分もの鉄が年貢として納められている。また、同目録には三十代が「鍛治給<sup>(63)</sup>」に充てられており、莊内に鍛冶師が居たこともわかる。こうした中世前期の事例がある一方、中世後期の新見庄においては、鉄が莊園領主に納入され

## 国人領主の在京活動（吉永）

一八(二三)

た事例は見られない。しかしながら、それは単に産鉄が廃れたことを意味するものではない。鉄の需要主体が、別に移つていたのである。

ここで注目したいのが、【史料8】である。【史料8】から、新見氏が中嶋を含む摂津国内の所領を有していたことが明らかとなる。本拠地たる新見庄周辺の所領が並ぶ中で、摂津国と讃岐国に点在する所領の存在は、偶然に散在している所領と解釈することはできない。新見氏と頻繁に接触し、新見庄で鉄を扱っていた畿内商人の存在とともに、この所領の存在には注意が必要である。鉄が商人によつて畿内へ輸送され、その輸送先に新見氏が権益を有していたことは、御蔵職の獲得と密接に関わっていたと考えられるのである。摂津国内の権益は、在京一族の御蔵職獲得を通じて、備中國新見氏が獲得したものだつたといえよう。

## 第二節 新見氏と畿内鑄物師の関係

第一章で見てきたように、新見氏は備中と京都を繋ぐ流通路を利用して年貢京進を行つていた。そして鉄を輸送する商人らとの関わりから、畿内に所領権益を持つに至つたと思われる。しかし、新見氏が獲得した権益はそれだけではなかつた。前章で見てきたように、在京親族は蔵人所へ入り込んで御蔵職を獲得していた。では、在京する新見氏が獲得していいた御蔵職は、備中國の新見氏にとってどのような意味を持っていたのであろうか。最後にこの点について、確認してみたい。

新見氏の書状に度々登場する摂津や堺といった畿内の拠点は、網野善彦氏の研究からも明らかにされているように、鑄物師的一大拠点であつた。<sup>(63)</sup>後に真継氏が偽作した由緒書には、堺を拠点とした河内鑄物師の発祥地である丹南郡内に、先祖伝来の所領が位置づけられている。<sup>(64)</sup>御蔵職を獲得した真継氏が、自身の経歴に鑄物師ゆかりの土地を持ち出したものと考えられる。この由緒書には、全国の鑄物師が河内國へ帰還し、「末代ニ至ルマテ鑄物師職有ン限りハ勅役無レ滞相勤ムヘ

キヨ」を、宝徳年間（一四四九—一四五二）に後花園天皇へ上申したとある。<sup>(65)</sup> 鋳物師たち百九人の意を天皇へ上申したのは「御蔵民部少輔紀忠弘」であった。結果として、「新規ヲ停止シ、相論ノ輩ニハ成敗ヲ成シ玉フ」ことが認められている。つまり、一部の河内国鋳物師に鋳物師職の特権が認められ、新規参入を許さないことが朝廷により保障されたのであった。ここで鋳物師職について上申したとされる「御蔵民部少輔紀忠弘」は、真継氏から御蔵職を奪取された新見忠弘をさしている。だが、彼が宝徳年間にこうした活動を行っていることは、年代的に考えても少し無理がある。忠弘を紀姓にしていることも、真継氏自身を蔵人所小舎人を輩出し続けた紀氏の流れに位置づけるためであつたと考えられる。

由緒書のこの部分を書いたのは真継久直であるが、彼は事実無根の話を捏造したのではなく、一定の事実を都合よく偽作していると考えられる。新見氏が鉄を運ぶ畿内商人を通じて、畿内の鋳物師と接点を持っていたことは充分ありうることであるし、昔から新見庄が産鉄地であった事實をふまえれば、なおさらであろう。そして新見氏と鋳物師が互いの権益拡大を摸索した結果が「御蔵職」の獲得であった。新見氏が御蔵職として「御倉鉄公役諸国金屋錢」の得分を受ける代わりに、鋳物師たちは新見氏を通して鋳物師職、即ち朝廷御用達職人としての特権をえたのである。無論、それを可能にしたのは新見氏が在京活動を通してえた、蔵人所などとの人脈が前提となっている。在京する新見氏は、こうした鋳物師らの意向を踏まえて、朝廷から蔵人所小舎人という身分と、その権益として御蔵職を獲得したのである。その結果、新見氏の働きかけによって鋳物師らは鋳物師職をうるに至った。

真継久直が偽作した由緒書が信用できない以上、このような動きがいつ頃からあつたものかは不明である。宝徳年間に鋳物師職が認められたという点も、そのまま信用はできない。ただ、備中の新見国経は明応十年（一五〇一）を初見に蔵人を官途にしている。新見庄に鎌倉期から連綿と続いてきた新見氏が、国経の代に初めて蔵人を官途としたことの意味は無視することができない。在京の一族が御蔵職を獲得し、蔵人所小舎人の地位を得たことと関わって、蔵人の官途を備中の国経が使用していると見られるからである。

## 国人領主の在京活動（吉永）

一〇二三四

すなわち、流通を介して生まれた鋳物師との関わりから、新見氏は御蔵職獲得を望み、在京一族が実際にその働きかけを行って、御蔵職獲得を実現させたのではなかろうか。在京親族がえた御蔵職の権益や、それに関わる鋳物師から、備中の新見氏が何らかの利益をえていたことは想像に難くない。譲状に見えた摂津国内の所領も、その恩恵の一部と思われる。だとすれば、御蔵職は鋳物師との関係に加え、新見氏が一族間の連携によって獲得した権益といえよう。「藏人」という官途は、在京一族との連携によって獲得した権益を象徴するものとして、国経が使用していたのである。

先に触れたように、新見庄からの年貢納入に鉄が納められた事例は、中世後期には見られない。反面、この時期の中国地方の産鉄はピークを迎えており<sup>(66)</sup>、新見庄も畿内商人の需要に応えていた。摂津の商人が「くろかね」を扱っていたことからも、そのことがうかがえる。鉄を求める畿内商人の活発な往来によって、備中と畿内間の流通路が整備されていったのである。新見氏は、こうした流通路を利用して、錢や漆などの年貢を東寺へ納めていた。そして、東寺への年貢京進を通じて畿内商人と関わっていく中で、畿内を拠点とする鋳物師とも関わりをもつようになつたのだろう。両者に共通する利益は、やはり鉄であった。新見氏は経済権益の拡大を志向し、鋳物師は職人特権を望んだ。そして朝廷から獲得したのが御蔵職と鋳物師職だったのである。

だが、前述の通り御蔵職は真継氏によって奪取された。真継氏は御蔵職を大義名分に、各地の鋳物師を自身の統制下に置こうと活動し、近世にはそれを実現させるに至った。しかしながら、その活動初期において、既に鋳物師職をえていた畿内鋳物師は、真継氏からも特別に扱われた。由緒書に彼らと同じ出自に自身を位置づけ、百九人の鋳物師がえた鋳物師職にわざわざ触れていたのも、そのためである。御蔵職が新見氏と畿内鋳物師との関係から生まれたものであつたため、真継氏もその関係をベースにせざるをえなかつたのである。久直の孫にあたる康綱は、後水尾天皇の時代のこととして、「勅役被定置」、其後諸國ニ居住ヲ相定、河内國ノ順番免除シ玉<sup>(67)</sup> わつたと書いている。真継氏の鋳物師支配が全国に展開し、御蔵職として鋳物師支配が盤石になつてもなお、鋳物師が新見氏とともにえた鋳物師職の特権性は確認されていた

のである。

本章で明らかになつたことを総括しておこう。在京新見氏による政治・経済活動は、備中新見氏への利益にも繋がり、両者は連携して権益獲得を模索していたことがうかがえる。莊園經營を通じた東寺との関係や、藏人所など朝廷組織への働きかけなど、そうした在京活動の中で獲得したのが、御藏職や東寺の代官職といった諸権益である。特に産鉄という新見庄の特性を熟知し、頻繁に畿内商人と関わっていた新見氏だからこそ、御藏職につながる鋳物師との関係を見出すことができたといえよう。この新見庄の特性無くして、新見氏が鉄を必要とする鋳物師や、鉄を鋳物師拠点に輸送する商人らと関わることは無かつた。割符研究などから明らかにされた備中——畿内間の流通路についても、その信用経済が発展した背景として、畿内における鉄の需要は切り離して考えられないだろう。

こうした基盤のもとで、鋳物師から新見氏へ「御倉鉄公役諸国金屋錢」が御藏職の得分として納められていた。新見氏は、その権益を職として編成したのである。そして、それはやがて真継氏に奪取され、変容しながら継承されていく。

このように、近世の真継氏による鋳物師支配の基盤を作ったのは、戦国期における新見氏と畿内商人や鋳物師との関係であった。新見氏が京都を意識した経済・流通活動に主体的に関わったのは、鉄に対する需要と、そこから生まれる権益があつたからである。新見氏は、新見庄という地盤の特性を生かして、在地外の権益を獲得するために京都との繋がりを強く意識していたのである。

## おわりに

本稿では、戦国期の国人領主による在京活動を、新見氏と御藏職を素材に見てきた。新見氏は在京活動を通じて、将軍や幕府への接近以外の在京意義を見出していた。御藏職としての活動は、新たな経済権益を創出させた。彼らが京都との

## 国人領主の在京活動（吉永）

一一一(一)

関わりを重視し、在京活動を続けたのは、在地にとどまらない権益確保を模索した結果だったのである。一方で、将軍との関係が権益獲得に繋がる側面は、決して等閑視できないのも事実である。しかしながら、戦国期においては、室町領主社会の枠を超えた権益獲得の機会も存在し、地方国人が見る京都社会の様相も変化していた。将軍と繋がることで確保される権益もあれば、他でえることができる権益も多様にあったのである。

また、在京活動の大前提として、本拠地における在地活動があつたことも忘れてはならない。新見氏の場合、東寺代官や御藏職といった京都との繋がりから生まれる権益を獲得しながら、在地においても経済権益の集積や実力を伴う軍事活動も行っていたのである。そのような活動を行いながら、彼らが常に京都を意識していたことの意味は、戦国期の国人領主像を考えるうえでより注視されるべきことだろう。新見氏が三村氏らの侵攻によって滅亡した後、その子息が京都の医師・竹田氏を頼つて養子となつたことも、在京活動の中で生まれた、かつての人脈を頼つた結果である。<sup>69)</sup> 守護在京が後退した後の京都においても、国人領主らによる様々な権益獲得競争は活発に行われていた。国人領主の在京活動は、決して將軍・幕府への接近のみを目的としたものではなく、それを含めた中央権益を模索した結果であり、主体的に貪欲な権益獲得活動であった。

しかし京都との関係を相対化しうる関係も多様に存在し、戦国大名との関係もそのひとつであつた。新見国経が尼子氏への従軍後に、官途を藏人から備中守と替えた背景もこの点にある。国経が備中守を名乗ったのは大永七年が初見であるが、同年には新見孫三郎が京都で夜盗を働いていた。備中国の新見氏は、在京親族と少なからず音信を行ながらも、その権益獲得戦略を尼子氏勢力下の在地所領拡大へとシフトしていくのである。

この時期以降、かつての新見政直や新見宗見のように、年貢輸送に携わって東寺と備中を行き来し、多方面と交渉を行うような在京親族は既におらず、御藏職を獲得した系統の在京一族が見られるのみとなっていく。権益基盤を在地へシフトしていく新見氏の戦略から孤立し、検断によつて家屋などが闕所となつたことで、新見有弘は借財をすることとなつた

のだろう。新見忠弘が困窮して餓死したことや、真継氏による御蔵職奪取は、御蔵職からえられる権益よりも、在地における権益を優先した国経の判断によつてもたらされた出来事だったのである。

莊園制下において担保される権益や、室町期以来の在京活動から生じた権益、戦国大名らによつてもたらされる権益など、新見氏はこれらを主体的に取捨選択しながら成長した。そしてそれは、戦国期の国人領主が、土地制度や朝廷組織、それらに関わる職の創出に関与することによって、当該期の社会構造を規定しうる存在であつたことを如実に示しているのである。

註(1) 山田徹「室町領主社会の形成と武家勢力」(『ヒストリア』

第二二三三号、二〇一〇)。

(2) 西島太郎「室町中・後期における朽木氏の系譜と動向」

(『戦国期室町幕府と在地領主』第二部第一章所収、八木書店、二〇

〇六。初出一九九七)。

(3) 新見氏を「国人領主」と位置づけるにあたり、補足しておきたい。かつて黒川直則氏は国人の概念規定を試みた(「中世後期の領主制について」『日本史研究』第六八号、一九六三)。

そこでは、鎌倉期以来の地頭に系譜を持ち、在地支配について直接經營を行わないものが「国人」とされ、名主や地侍層を「土豪」と規定した。即ち、莊園・村落經營への携わり方に両者の差異を求め、「国人」を「土豪」と区別された領主として捉えようと試みた。しかしこの概念に当てはまらない例もあることから、改めて国人の概念規定が試みられることとなつた。石田晴男氏は「国人」と呼ばれる対象が幕府の御家人であることを指摘したが(「室町幕府・守護・国人体制と

「一揆」『歴史学研究』第五八六号、一九八八)、後に伊藤俊一氏

によつて、御家人以外に莊園における公役の納入責任者(代

官・沙汰人)も国人と呼ばれていることが明らかにされた(「中世後期における「莊家」と地域権力」『日本史研究』第三六六号、一九九三)。このような国人概念の変容とともに、国人領主制

の問題も相まって、現在においても国人などの概念規定は必ずしも統一されているとはいえない。

新見氏は黒川氏の位置づけでいえば、鎌倉期以来の地頭を系譜に持つ「国人」である。また、幕府御家人ではないが莊園代官として、莊園制に関する一面も有している。加えて、在地において居城を構え、百姓に対する年貢徵収・軍事動員の姿勢もうかがえ、村落に対して相対的な「領主」であつたことも事実である。以上のように、在地に密着した「領主」であつた点も評価し、本稿では新見氏を「国人領主」と位置づけておきたい。

(4) 膨大な新見庄研究の中で、ここでは新見氏を取り上げた

## 国人領主の在京活動（吉永）

一一四(一三六)

ものを挙げておく。主なものとして、杉山博『庄園解体過程の研究』（東京大学出版会、一九五九）、菅野則子「国人領主制の形成過程—備中国新見莊を中心として—」（『史論』第一二集、一九六四）、浅原公章「新見氏の系歴」（『新見市史』通史編上巻、一九九二）などがある。

(5) 辰田芳雄「中間地域における戦国期莊園の展開とその意味—東寺領備中國新見莊代官新見國經期を事例に—」（『岡山朝日研究紀要』第三〇号、一〇〇九）、同「中間地域における戦国期莊園制の展開（続）—東寺領備中國新見莊代官新見貞經期と三村家親・元親期について—」（『岡山朝日研究紀要』第三一号、一〇一〇）。いずれも同著『室町・戦国期備中國新見莊の研究』（日本史料研究会、一〇一二）所収。

(6) 綱野善彦「偽文書の成立と効用」（『綱野善彦著作集第七卷』第三部所収、岩波書店、一〇〇八。初出一九七五）。

(7) 綱野善彦「鑄物師とその由緒書」（『綱野善彦著作集第十四卷』第三部所収、岩波書店、一〇〇九。初出一九八〇）。笹本正治「真繼家の鑄物師支配の開始」（『真繼家と近世の鑄物師』第一章第一節所収、思文閣出版、一九九六）など。

(8) 主な成果として、綱野善彦「貨幣と資本」（『綱野善彦著作集第十二巻』岩波書店、一〇〇七。初出一九九四）、桜井英治「割符に関する考察—日本中世における為替手形の性格をめぐって—」（『日本中世の経済構造』岩波書店、一九九六。初出一九九五）、宇佐見隆之「割符考—東寺領新見莊の事例から」（『日本中世の流通と商業』吉川弘文館、一九九九）、川戸貴史「中世後期莊園の

経済事情と納入年貢の変遷—東寺領備中國新見莊の事例から—」（『戦国期の貨幣と経済』吉川弘文館、一〇〇八。初出一〇〇三）、伊藤啓介「割符のしくみと為替・流通・金融」（『史林』第八九巻第三号、一〇〇六）、早島大祐「割符と隔地間交通」（『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、一〇〇六）、辰田芳雄「年貢送進手段としての割符について—裏付の意味を中心にして—」（『岡山朝日研究紀要』第二七号、一〇〇六）、井上正夫「割符のしくみとその革新性—割符の割印を手がかりにして—」（『史学雑誌』第一二〇編第八号、一〇一一）など。

(9) 前掲註(7)、綱野氏や笹本氏の成果など。

(10) 真繼久直は、新見氏から御蔵職を奪取し、近世に続く地下官人真繼氏の初代となる人物である。彼の父である新九郎は、柳原や甘露寺といった公家へ奉公していた（『御蔵真繼久直二答状』「地下文書」八八号）。「地下文書」は、末柄豊校訂『京都御所東山御文庫所蔵地下文書』（八木書店、一〇〇九）に所収。なお、史料の番号はこの中で付されているもの。

なお、真繼氏は公家とも関係を持ち、三条家へは金錢の融通を行うなど、経済力を備えていた（『大永六年十一月二十日賦引付』八六頁、「大永六年十二月二十日引付頭人御加判引付」二二七頁）。いずれも桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成』（近藤出版社、一九八〇。以下、『引付』）下巻に所収。

(11) この『言繼卿記』の内容は、原本（東京大学史料編纂所所蔵、請求番号S貴四二一一、第一冊）においては、漢字と平仮名、片仮名で表記されており、以下で抜粋部分の全文を載せる。

一、御クラカ子新見孫三郎此間惡事仕候、方々夜盜人數ニテ手ヲイ候て他所候、今曉帰候、今日四時分高屋弥介か衆來候てシヤウカサイサセ候、父山城守ウせ候、定而可帰候歟、惣在庁所モ戸ヲユイ候、弟惡事仕候故也、刊本では、冒頭の「御クラカ子」を「御くらかね」としているが、「子」は平仮名でなく漢字と判断し、御藏の息子と解釈すべきである。

(12) 「真継久直三答状」(「地下文書」八九号)。

(13) 名古屋大学文学部国史研究室編『中世鑄物師史料』(法政大学出版局、一九八二)所収「真継文書」三七号(以下、「真継家文書」と表記)。本文書は宿紙であり注意を要するが、他史料と比較しても事実を伝えていることは確かである。

(14) 御藏職が創出された経緯については、第二章にて述べることとし、ここでは「御藏職」の呼称について触れておきたい。「尊卑分脈」においては、凡そ中世初期から鎌倉期にかけて「御藏小舎人」を世襲した紀氏が見られる。これによれば、紀則弘が「御藏小舎人」になったのが初見で、以後は則弘の系統がこれを世襲している。しかし、戦国期から近世においては、「御藏小舎人」ではなく、「藏人所小舎人」、もしくは「御藏職」と呼称、自称されている。これは紀氏の『尊卑分脈』における系図の断絶からもわかるように、中世前期と後期においては、御藏小舎人の内実が変質したことを見ている。何よりも「御藏職」とあるように、職として権益化していることに最大の意味がある。これは中世前期には見ら

れなかつたことであり、『尊卑分脈』に見られる紀氏においても、「御藏小舎人」や「御藏」とあるだけで、「御藏職」という表記は全くなない。

(15) 「真継家文書」五七号。

(16) 真継久直は、相論において「山城守有弘借物」を弁済していたと主張している(前掲註(12)「真継久直三答状」)。

(17) 「後奈良天皇綱旨案」(「真継家文書」四四号)。

(18) 「惣在庁」については、寺院の僧綱所に置かれた僧職が知られる(牛山佳幸「僧綱制の変質と惣在庁・公文制の成立」『古代中世寺院組織の研究』第五章所収、吉川弘文館、一九九〇。初出一九八二)。しかし、ここに見られる「惣在庁所」は、新見忠弘の居所を意味する。山科言継が「惣在庁(所)」と表記したもののは実態は後考を要するが、新見氏の在京一族がこのよううに呼称されていたことは興味深い。

(19) 高屋氏は「丹波衆」の中にその名が見られ(『親俊日記』天文七年正月十九日条)、文明年間に「守護被官」や「細川典厩御被官」として、既に京都で活動していた(「文明十六年十月十日政所銘賦引付」三九五頁、「同年十二月七日政所銘賦引付」三五六頁。いずれも『引付』上巻)。

(20) 「天文九年二月日別本賦引付」五一一页(『引付』上巻)。

(21) 「後法成寺閑白記」によると、高屋弥助の弟が高屋二位であるという(享禄元年五月二十九日条)。この兄弟は近衛尚通と酒宴や贈答品のやりとりをしばしば行い(享禄元年七月十三日・二十二日・二十七日条、同年九月九日条、同二年一月十四日条、

## 国人領主の在京活動（吉永）

二六〇

同四年三月二十三日条）、時には尚通らの御輿の護衛を申し出ている（享禄二年四月一日条）。また、高屋一位が何度も上洛している様子もうかがえ、しばしば在京していたこともわかる（享禄元年十二月二十七日条、同二年十一月二十五日条）。

(22) 前掲註(12)、「真継久直三答状」。

(23) 「高屋重弘請文」（「地下文書」一二一八号）。

(24) 「近世地下官人組織の成立」（『近世朝廷社会と地下官人』第一部第一章、吉川弘文館、二〇〇八。初出一〇〇三）。西村氏は、中世に地下官人組織を統括してきた両局（局務押小路家・官務壬生家）に対し、新興の藏人方（出納平田家）は官務との相論を経ながらも、両局と「並肩」することに成功したことを明らかにされている。

(25) 「新見賢直言上案」（竹田家文書六号）。「竹田家文書」（以下、「竹田」）は『岡山県史』第十九巻・編年史料（岡山県史編纂委員会、一九八八）所収のものを用いた。番号はこの中で付されているもの。

(26) 「造東大寺次官某奉下文案」（「東寺百合文書」ウ函一一一「『県史 家わけ』一六八号）。「東寺百合文書」（以下、「百合」）は、『岡山県史 第二十巻家わけ史料』（岡山県史編纂委員会、一九八五。以下、「県史 家わけ」）所収のものを用いた。番号は、この中で付されているもの。

(27) 「新見庄東方地頭方年貢納帳」（「百合」ク函一二一號「『県史 家わけ』二二一號）。

(28) 「左近大夫将監源（石橋和義）奉書」（「竹田」一号）。

(29) 「明徳二年（一三九一）最勝光院評定引付」四月三日条（「百合」る函一一四号「『県史 家わけ』六九三号）。なお、五月二十三日条には、新見清直が代官として備中へ下向したことが書かれており、清直は在京していったことがわかる。また、新見氏が細川被官であったことがうかがえる初見史料は、「応永元年（一三九四）最勝光院評定引付」九月十五日条（「百合」る函一六号「『県史 家わけ』六九五号）に引用されている「室町幕府管領奉書」である。ここでは、備中守護細川満之に「被管人（新見氏）」の押領を止めさせる旨が伝えられている。だが、細川氏内衆の飯尾善左衛門大夫が口入していくように、新見氏は明徳二年以前から細川氏の被官として活動していたと考えられる。

(30) 「新見清直請文」（「百合」さ函一七一號「『県史 家わけ』一〇二二号）。

(31) 「新見清直請文」（「百合」さ函一七一號「『県史 家わけ』一〇二二号）。

(32) 「新見國經請文」（「百合」サ函一二一號「『県史 家わけ』四六七号）。

(33) 「新見國經書状案」（「百合」サ函一一四三一四號「『県史 家わけ』四九四号）。

(34) 「室町幕府奉行人連署奉書」（「百合」サ函一一五一號「『県史 家わけ』五〇二号）。なお、一連の奉書獲得までの過程は、

前掲註（5）の辰田論文（一〇〇九）に詳しい。

(35) 近年の成果である前掲註（5）の辰田論文（一〇〇九）においても、東寺代官という視点で新見氏の検討がなされ、代官職保持の有用性が再確認されている。

(36) 「谷内新兵衛等連署下地売券」（「竹田」一五号）など、新見氏が在地百姓から田地を買い上げていることがうかがえる買券が多数残されている。

(37) 新見氏が百姓に対する下地の没収・授与を通して、莊内の生産力・軍事力を管理・維持していた点など、新見氏の在地動向に注目した考察は、稿を別にして論じる予定である。

(38) 「新見政直書状」（「百合」フ函一六七号『県史 家わけ』二八四号）は、新見庄に滞在する政直が、在地情勢を東寺へ伝えた書状である。

(39) 「百合」よ函一一八一号『県史 家わけ』七八〇号。

(40) 「大永七年最勝光院方評定引付」四月十日条（「百合」け函一八五号『県史 家わけ』八七三号）に【史料5】の到来を示す記述がある。『大日本古文書 家わけ第十東寺文書之十三（百合文書よ之三・た之二）』の一八八号も【史料5】と同じものであるが、ここでは引付の記述を参照して大永七年に比定している。また、「大永七 卯 十九 到來」と追筆され、「新見備中守国経」の名がある封紙（「百合」ツ函一八三号『県史 家わけ』一三六号）も存在する。なお、辰田氏も上記の理由から【史料5】を大永七年に比定している。

(41) 新見宗見について、新見氏の一族かはつきりしないとさ

れることもある。しかし、「永正十七年最勝光院方評定引付」閏六月十六日条（「百合」け函一八一号『県史 家わけ』八七一号）で「新見宗見」と表記されているうえ、新見国経は彼の体調が芳しくないことを東寺へ伝え（史料5）、その後は「彼跡つき之事」を東寺に報告しているので（史料6）、新見氏の一族と見て間違いない。

(42) 新見宗見の詳しい動向については、辰田芳雄「備中國新見莊における代官新見國經期の公用京進と商人の活動」（東寺文書研究会編『東寺文書と中世の諸相』第二部所収、思文閣出版、二〇一一）で触れられているので、参照にされたい。

(43) 前掲註（4）、浅原「新見氏の系歴」では、新見兵庫助の活動時期から貞経に比定している。

(44) 「百合」ヤ函一二九号『県史 家わけ』一二四九号。

(45) 既に前掲註（5）、辰田論文（一〇〇九）において、封紙（「百合」さ函一三〇号『県史 家わけ』一〇五五号）との照合で年代が特定されている。

(46) 前掲註（12）、「真繼久直三答状」。

(47) 備中國新見氏との関わりは不詳だが、他にも新見姓をもつ者の活動は散見される。文明年間には「新見小三郎」が、山科家雜掌の大沢氏のもとへ度々訪れている（『言国卿記』文明八年七月九日条・九月十日条・九月二十八日条）。真繼氏との相論に見える「大沢子」は、この大沢氏の可能性が高い。また、「新見六郎左衛門尉親俊」と「新見次郎左衛門尉宗俊」は、山門僧から近江国大江保の得分を十五貫文で買得していた

## 国人領主の在京活動（吉永）

二八(三)

〔文明十二年十二月十四日政所賦銘引付〕三四一頁、「同十六年四月八日政所賦銘引付」三八九頁。いずれも『引付』上巻)。

(48) 前掲註(5)、辰田論文(二〇〇九)など。

(49) 前掲註(8)の成果など、主に割符運用などと関わって、流通経済史から明らかにされている点も多い。

(50) 前掲註(8)、桜井論文など。

(51) 『山科家礼記』には、大沢氏が応仁～文明年間を中心に、為替決済に深く関わっていたことをうかがわせる記述が多く見られる。決済には、「商人來替錢之由候」(文明二年九月十五日条)とあるように、商人が出向いて来る場合や、「智阿ミさいふの錢とり二行」(文明四年二月二十日条)のように、家人を使う場合などがあった。また、「大津富士屋割符代一貫五百文到来」(文明二年十一月九日条)など、近江との為替決済に関わる現錢のやりとりもあった。とりわけ京都内では、「代百足野呂方へかハシニ沙汰也」(文明三年十月十五日条)や、「替錢百足沙汰之」(文明三年十二月二日条)など、多くの為替決済に関わっている。大沢氏は、為替決済の実務力を買われたためか、「割符式祐藏主の方よりあつけ候」(文明二年九月七日条)など、他家からも割符を預かり、現錢化している。幕府奉行人の飯尾為信も大沢氏に割符を預けている事例があり(文明二年九月八日条等)、大沢氏は幕府関係者の為替決済にも関わっていた。

(52) 『山科家礼記』に見られる割符を使つた年貢納入の事例を列挙しておく。播磨国揖保庄(長禄元年十二月十四日条、文

明四年二月十七日条、明応元年十二月四日条)、備中国皆部郷(長禄元年十二月二十八日条、文明九年九月十六日条)、同国水田郷(文明十二年十二月二十九日条)、備中(長禄元年十二月二十一日条)、山科郷力(延徳三年七月二十四日条)。

(53) 「新見国經書状」(「百合」サ函一三〇四号、三〇五号『県史家わけ』五三八・五三九号)。

(54) 「新見国經書状」(「百合」サ函一一五四号『県史 家わけ』一〇六二号)。なお、ここに見える「風早中間五郎次郎」は、史料6においても年貢を輸送していた商人である。また、「臣下(しんか)」と呼ばれる商人も複数おり、度々備中から上つてきている。

(55) 前掲註(41)「永正十七年最勝光院方評定引付」閏六月十六日条。

(56) 「百合」ゆ函一二三三号『県史 家わけ』一一〇号。

(57) 新見庄の違割符の事例については、前掲註(5)、辰田論文などを参照。

(58) 他にも「〔撰津〕〔渡辺〕〔商〕〔割符〕つの國わたなへのあき人のさいふ」が違割符となり、取次主が折檻の上、質を取られている事例などがある(了蔵書状)、「百合」え函一二三号『県史 家わけ』九〇五号)。

(59) 「竹田」二六六号。

(60) 藤田裕嗣「市庭と都市のあいだ—地理学からの研究視角—」(中世都市研究会編『都市空間—中世都市研究1』新人物往来社、一九九四)。

(61) 「百合」ヒ函一一一一号『県史 家わけ』六三五号。

(62) 紺野氏は、「中世都市研究の問題点と展望」(『紺野善彦著作集第十三巻』第一部所収、岩波書店、二〇〇七。初出一九九四)

の中で、同目録などから産鉄と製鉄民の存在に触れている。

(63) 前掲註(7)、紺野論文。

(64) 「鑄物師由緒書写」(前掲註(13)、『中世鑄物師史料』所収の参考資料六八号)。

(65) これに対応する「河内国鑄物師座法(宝徳座法)」がある(「真継家文書」二二一号)。しかし花押が後筆など、明らかに後年偽作されたものである。

(66) 豊田武『産業史1』(山川出版社、一九六四)。

(67) 前掲註(64)、「鑄物師由緒書写」に真継康綱が併記している部分(写)がある。

(68) 前掲註(8)の桜井論文など、備中一畿内間で頻繁な割符運用が可能だったことについて、信用経済が発達した流通路の存在が指摘されている。

(69) 田中修實「備中国新見庄史料『竹田家文書』採訪余話」(『吉備地方文化研究』第二号、二〇一二)。

## 『史学雑誌』投稿規定

一、投稿は会員に限ります。  
二、投稿を受け付けているのは、次のもので、公刊されていないものに限ります。

### 論文

#### 研究ノート

#### 史料紹介

#### 研究動向

報告集等に掲載されたものをもとにしている場合は、必ず投稿原稿にそのことを明記し、当該の報告集等を添えて下さい。

三、原稿は和文、縦書きで、四〇〇字×八九枚を上限とします。A4用紙一枚に八〇〇字で印字して下さい。

図、表は『史学雑誌』一頁大の大きさを四〇〇字×四枚分と計算し、本文、注、図、表の合計が八九枚を超えないようにして下さい。

四、原稿には必ず和文要旨(八〇〇字以内)を添付し、論文、研究ノートの場合は、英文要旨も添えて下さい。要旨のない原稿は受理しません。

採用になった場合、『史学雑誌』には英文要旨が、史学会のウェブサイトには和文要旨および英文要旨が掲載になります。

五、二重投稿は認めません。

六、原稿は史学会に郵送して下さい。原稿、要旨はともに一セットお送り下さい。

七、写真、図版、特殊文字等により印刷経費が超過した場合、その一部を負担していただくことがあります。